

川崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職業経験が乏しく、技能や資格が十分でないまま生活のために職に就かなければならない状況にある母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、事前に指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した者に対して支給する自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

(実施主体)

第3条 給付金事業の実施主体は、川崎市とする。

(対象者)

第4条 訓練給付金の支給対象者は、川崎市在住の母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）であって、次の受給要件の全てを満たすものとする。

- (1) 川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要領に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定事業の支援を受けていること。
- (2) 過去に訓練給付金の支給を受けていないこと。
- (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くため必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第5条 訓練給付金の対象となる教育訓練講座（以下「対象講座」という。）は、次の各号に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号の規定に基づく一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法第60条の2第1項及び雇用保険法施行規則第101条の2の7第1号の2の規定に基づく特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法第60条の2第1項及び雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号の規定に基づく専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以

下「指定教育訓練」という。)

(支給額等)

第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者 当該対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下「教育訓練経費」という。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者（次号に掲げる者を除く。） 教育訓練経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者のうち、指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得しつつ就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者 教育訓練経費の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは240万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (4) 受講開始日現在において前各号に該当しない者 前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(対象講座の指定等)

第7条 訓練給付金を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、自らが受講しようとする対象講座について川崎市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前に予め、市長から対象講座の指定を受けなければならない。

2 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合は、次条の規定による審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定し、その旨を支給申請者に対し川崎市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

3 受講対象講座指定の申請には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本並びに世帯全員の住民票の写し（いずれも発行後3か月以内のものとする。）

- (2) 川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業の自立支援計画書の写し

4 受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受講開始日現在において第4条に定める対象者であって、受講した対象講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、第1項に定める対象

講座の指定は、第10条第1項に定める訓練給付金の支給申請までに行えば足りるものとする。

- 5 前項に該当する者が対象講座の指定を申請する場合は、受講開始日現在において第4条に定める対象者であることを明らかにする書類を添付しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、川崎市自立支援教育訓練給付金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、前条の規定による受講対象講座指定申請書及びその添付書類に基づき、受給要件の審査を行うものとする。

- 2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長
- (2) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
- (3) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当係長

(対象講座の指定の取消し)

第9条 支給申請者が、対象講座の指定後に対象講座の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、対象講座の指定を取り消すものとする。

(訓練給付金の支給等)

第10条 支給申請者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書（第3号様式。以下「支給申請書」という。）を提出して訓練給付金の支給を申請するものとする。

- 2 支給申請書の提出は、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者にあっては、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内、それ以外の者にあっては、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

- 3 支給申請書の提出に際しては、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (2) 教育訓練施設の長が、支給申請者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書若しくはその写し又はそれに代わるもの
- (3) 公共職業安定所が教育訓練給付金の額を証明する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書若しくはその写し（第6条第4号に掲げる対象者に限る。）

- 4 講座修了日時点において第7条第3項各号又は第5項に規定する添付書類の内容に変更がある場合は、支給申請書の提出に際して変更後の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(訓練給付金の追加支給等)

第11条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（第4号様式。以下「支給申請書（追加支給用）」と

いう。) を提出して訓練給付金の支給を申請するものとする。

- 2 支給申請書（追加支給用）の提出は、前項に規定する就職等をした日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
- 3 支給申請書（追加支給用）の提出に際しては、支給申請者が資格の取得をしたことを証明する書類を添付しなければならない。
- 4 申請日時点において第7条第3項各号又は第5項並びに第10条第3項に規定する添付書類の内容に変更がある場合は、支給申請書（追加支給用）の提出に際して変更後の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

（支給の決定）

第12条 市長は、第10条の規定による支給申請書及び前条の規定による支給申請書（追加支給用）の提出があった場合は、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を支給申請者に対して川崎市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第5号様式）により通知しなければならない。

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、支給申請者が、支給申請内容について虚偽の申告を行った場合は、支給決定を取り消し、既に支給した訓練給付金があるときは、支給申請者から返還させることとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合には、全部又は一部の返還を免除できるものとする。

（その他の事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月15日から適用する。
- 2 平成16年6月1日から平成16年8月31日までに、対象講座として第6条に規定する講座を受講して、平成16年11月30日までに同条に規定する受講対象講座指定申請、及び第9条に規定する給付金支給申請を、申請者が行った場合には、第6条第1項及びの規定にかかわらず本要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(支給額等に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行前に対象講座の受講が修了した者に係る訓練給付金の支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(支給額等に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行前に対象講座の受講が修了した者に係る訓練給付金の支給額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第1号様式及び第3号様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。
- 4 第7条に定める自立支援計画書の策定及び第8条第1項に定める対象講座の指定を受けた雇用保険受給資格者は、平成29年10月31日までに限り、第11条第2項の規定にかかわらず、訓練給付金の支給を申請することができる。
- 5 前項に該当する者が訓練給付金の支給を申請する場合は、講座修了日時点において第4条に定める対象者であることを明らかにする書類を添付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(支給額等に関する経過措置)
- 2 この要綱の適用前に対象講座の受講が修了したものに係る訓練給付金の支給額については、従前の例による。
(様式に関する経過措置)
- 3 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和4年12月16日から施行する。
(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(帳票に関する経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月5日から施行し、令和6年8月30日から適用する。
(帳票に関する経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
(支給額等に関する経過措置)
- 3 この要綱の適用前に対象講座の受講が修了したものに係る訓練給付金の支給額については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

**川崎市自立支援教育訓練給付金事業
受講対象講座指定申請書**

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者氏名

私が受講を予定する次の講座について、川崎市自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

なお、申請に当たり、戸籍及び世帯員の住民情報、雇用保険法における教育訓練給付金の受給状況、その他、受給要件に係る事項を、市長が確認し、及び取得することに同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	_____年 _____月_____日生 (____歳)
	個人番号		-----
②住所	(〒 -)		電話 () -----
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある <input type="radio"/> ない (いずれかに○をつける)		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある <input type="radio"/> ない (いずれかに○をつける)		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の 60%相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円です。
- 3 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 4 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 5 所要費用については、講座の受講にあたり予定される標準的な金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、指定教育訓練講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 7 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

**川崎市自立支援教育訓練給付金事業
受講対象講座指定通知書**

年 月 日

様

川崎市長

先に提出のありました川崎市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査しましたところ、次のとおり決定しましたので通知します。

①氏名		フリガナ
②決定内容		指定 · 非指定
③受給資格者番号		
④ 指 定 内 容	教育訓練施設の名称	
	教育訓練講座の名称	
	教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)
	所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円
⑤非指定理由		
(備考)		

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給額は、入学料及び受講料の合計額の60%相当額（限度額20万円）です。
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、講座の受講にあたり予定される標準的な金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者氏名

川崎市自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、戸籍及び世帯員の住民情報、雇用保険法における教育訓練給付金の受給状況、その他、受給要件に係る事項を、市長が確認し、及び取得することに同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	____年 ____月____日生 (____歳)
	個人番号		
②住所	(〒 _____)		電話 (_____) _____
③受給資格者番号			
④教育訓練施設の名称			
⑤教育訓練講座の名称			
⑥教育訓練の施設の長が証明した教育訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑦実際の所要費用	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑧雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑨希望される支払金融機関	金融機関名	金融機関コード(4桁) 	口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	支店コード(3桁) 	口座番号
	口座名義(カタカナで記入)		
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			
⑩添付書類	受講対象講座の指定申請時に添付した書類・証明から変更がある・ない (あるに○をした場合は該当するものについての書類・証明を添付する。変更は、年度更新等によるものも含む。)		
(備考)			

(注意)

- 支給申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑨希望される支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者氏名

川崎市自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、戸籍及び世帯員の住民情報、雇用保険法における教育訓練給付金の受給状況、その他、受給要件に係る事項を受給要件に係る事項を、市長が確認し、及び取得することに同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	_____年 _____月_____日生 (____歳)	
	個人番号			
②住所	(〒 _____)		電話 () _____	
③受給資格者番号				
④資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称		
⑤就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称		
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号 () _____	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)			
⑥実際の所要費用	入学料	円、受講料	円	合計額
⑦雇用保険法による教育訓練 給付金の受給額	円			
⑧希望される支払金融機関	金融機関名	金融機関コード(4桁) 	口座の種類	普通・当座・その他
	支店名	支店コード(3桁) 	口座番号	
口座名義 (カタカナで記入)				
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。				
⑨添付書類	受講対象講座の指定および支給申請時に添付した書類・証明からの変更 ある ・ ない (あるに〇をした場合は該当するものについての書類・証明を添付する。変更は、年度更新等によるものも含む。)			
(備考)				

(注意)

- 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- ④欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- ⑤欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、「別添書類にて証明」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、証明欄を省略することが可能です。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑧希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

川崎市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

年 月 日

様

川崎市長

先に提出のありました川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査しましたところ、次のとおり決定しましたので通知します。

①氏名	フリガナ -----	
②受給資格者番号		
③教育訓練施設の名称		
④教育訓練講座の名称		
⑤教育訓練の期間 (教育訓練の施設の長の証明 による)	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)	
⑥所要費用として認定した額	円	
⑦支給決定額	円	
⑧申請却下	却下理由	
(備考)		

(注意)

支給申請内容に不実又は虚偽の申告があった場合は、支給決定を取り消し、すでに支給している川崎市自立支援教育訓練給付金は返還となります。